



島根県報

平成30年3月30日（金）

号外第52号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

内水面における遊漁規則の変更の認可（3件）	（水 産 課）	2
コイの持出しの禁止に係る水系の範囲	（ 〃 ）	4

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水 産 課）	5
----------------------------	---------	---

【内水面漁管委告示】

平成30年度水産動植物の目標増殖量		7
-------------------	--	---

【内水面漁管委指示】

コイの持出しの禁止及び放流等の制限		8
-------------------	--	---

告 示**島根県告示第232号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成30年 3 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

江川漁業協同組合 島根県邑智郡川本町大字因原567-1

2 漁業権の免許番号

内共第5号

3 変更の内容

禁漁区域の変更

(変更前)

第1条～第3条 (略)

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア. 魚種	イ. 期間
(略)	(略)

2. 前項にかかわらず、親魚保護のため、邑智郡美郷町上川戸浜原ダム堰堤中心から下流の全域をあゆ漁に限り10月15日から11月30日まで禁漁とする。

3. 第1項にかかわらず、あゆ資源の増殖のため、邑智郡美郷町都賀行大橋中心線から上流200m、下流50mの間の区間をあゆ漁に限り10月20日から11月15日まで禁漁とする。ただし、浜原ダム堰堤より下流域への移植放流、種苗生産のための採卵又は試験研究を目的として組合から許可を受けた場合はこの限りではない。

4～5. (略)

第5条～第11条 (略)

(変更後)

第1条～第3条 (略)

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア. 魚種	イ. 期間
(略)	(略)

2. 前項にかかわらず、親魚保護のため、江の川漁業協同組合との入合区域（両国橋下流端から広島県三次市作木町と島根県邑智郡美郷町の県境までの江の川本流）を除き、あゆ漁に限り10月15日から11月30日まで禁漁とする。ただし、次に掲げる区域における採捕について、浜原ダム堰堤より下流域への移植放流、種苗生産のための採卵又は試験研究を目的として組合から許可を受けた場合はこの限りでない。

① 浜原ダム湖

② 邑智郡美郷町都賀行大橋中心線から上流200mの区間

3. 前項ただし書の許可を受けてあゆを採捕した者は、その採捕の実績を速やかに組合に報告しなければならない。

4～5. (略)

第5条～第11条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成30年 3 月 30 日

島根県告示第233号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

八戸川漁業協同組合 浜田市旭町本郷1268-1

2 漁業権の免許番号

内共第6号

3 変更の内容

遊漁料の変更

(変更前)

第1条～第4条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 (略)

2. 次の表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の通りとする。

肢体不自由者（手帳を有する者）、小学生以下の者		無 料
70歳以上の老人（年齢の証明書を有する者） 但し、投網・たも網等、網類による漁法は除く		所定の料金の2分の1
中学生	あゆ	1年 920円
	やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。） ごぎ（いわなを含む） こい	1年 300円
	(略)	(略)

3. (略)

第6条～第9条 (略)

(変更後)

第1条～第4条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 (略)

2. 次の表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の通りとする。

高校生以下の者		無 料
70歳以上の老人（年齢の証明書を有する者） 但し、投網・たも網等、網類による漁法は除く		所定の料金の2分の1
肢体不自由者（手帳を有する者）		所定の料金の2分の1
(略)		(略)

3. (略)

第6条～第9条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成30年 3 月30日

島根県告示第234号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成30年 3 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

周布川漁業協同組合 浜田市金城町波佐イ98- 1

2 漁業権の免許番号

内共第7号

3 変更の内容

禁漁期間の延長

(変更前)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる地域においてはそれぞれイ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
支流 柚根西谷川	平成25年 9 月 1 日
支流 後山川	～平成30年 8 月31日まで

(変更後)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる地域においてはそれぞれイ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
支流 (略)	平成30年 3 月30日 (認可日)
支流 (略)	～平成35年 8 月31日まで

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成30年 3 月30日

島根県告示第235号

平成30年島根県内水面漁場管理委員会指示第30- 2号に基づき、コイの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。

こいの持出しの禁止に係る水系の範囲（平成29年島根県告示第168号）は、廃止する。

平成30年 3 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 斐伊川水系河川の本流及び支流（布部ダム、山佐ダム、千本ダム及び来島ダムから上流を除く。）

2 十間川水系河川の本流、支流及び神西湖

3 堀川水系河川の本流及び支流

4 高津川水系河川の本流及び支流

5 江の川水系河川の本流及び支流（八戸ダムから上流を除く。）

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成30年 3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、海面漁業生産量で119,928トン（平成27年）、生産額で208億7,000万円（平成27年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,032人（平成25年）となっている。

また、主要漁業生産基地及び周辺地域における水産加工業も盛んであり、沿海地域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は安全で安心な食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には、対馬暖流の主軸をなす第二分枝流が、沿岸域には第一分枝流が流れ、また、海底地形は県西部海域では大陸棚が大きく広がり、県東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、島根沖や山陰・若狭沖などの冷水域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

(3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理量は、下表のとおりとする。

（単位：トン）

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成29年 1月から同年12月まで	37,000
2	まいわし	平成29年 1月から同年12月まで	66,000
3	まさば及びごまさば	平成29年 7月から平成30年 6月まで	24,000
4	するめいか	平成29年 4月から平成30年 3月まで	若干
5	ずわいがに	平成29年 7月から平成30年 6月まで	若干

(2) 第一種特定海洋生物資源の平成30年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成30年 1月から同年12月まで	33,000
2	まいわし	平成30年 1月から同年12月まで	29,000
3	まさば及びごまさば	平成30年 7月から平成31年 6月まで	
4	するめいか	平成30年 4月から平成31年 3月まで	若干
5	ずわいがに	平成30年 7月から平成31年 6月まで	

注 まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象とする期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成29年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	35,000
2	まいわし	中型まき網漁業	65,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	23,000

注 まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについて、農林水産大臣により2の(1)の知事管理量が変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の2の(1)の知事管理量にそれぞれ次の割合を乗じて得た数量(100未満の端数は、切り捨てる。)とする。

まあじ：94.5%、まいわし：98.8%、まさば及びごまさば：97.4%

(2) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成30年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	31,300
2	まいわし	中型まき網漁業	28,500
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	

注1 まあじ及びまいわしについて、農林水産大臣により2の(2)の知事管理量に変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の2の(2)の知事管理量にそれぞれ次の割合を乗じて得た数量(100未満

の端数は、切り捨てる。) とする。

まあじ：94.9%、まいわし：98.6%

注2 まさば及びごまさばについては、管理の対象とする期間が開始する前までに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源の種類ごとに以下のとおり実施する。

【まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば採捕量の報告を義務付ける。

また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。

(2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。

(3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

内 水 面 漁 管 委 告 示

島根県内水面漁場管理委員会告示第1号

第五種共同漁業権に係る平成30年度水産動植物の目標増殖量は次のとおりである。

平成30年 3 月 30 日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

1 水産動植物の放流量

魚種 放流量	あゆ	うなぎ	ふな	すずき	やまめ		わかさぎ	えび	もくずがに
	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	卵	卵	(kg)	(千尾)
河川名	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)	(万粒)		(kg)

内共第1号 宍道湖		22 650	80 2,000					3,100 200	
内共第2号 斐伊川	242 1,650	6 380	17 250		70 1,495				1 30
内共第3号 神戸川	875 3,500	17 500	4 40	1 10	29 960		5		15 300
内共第4号 神西湖			6 60					10	3 40
内共第5号 江の川	1,800 10,000	12 400		5 250	4 320				50 35
内共第6号 八戸川	265 2,850	3 80			30 300				
内共第7号 周布川	94 800	2 100			12 700				
内共第8号 三隅川	120 564	1 50			3 75				1 50
内共第9号 高津川	800 3,200	2 100			90 1,800				10 1
総 計	4,196 22,564	64 2,260	107 2,350	6 260	237 5,650		5	3,100 210	80 456

2 産卵場の造成面積

(面積：m²)

免許番号 河川名	魚種	あゆ	うぐい	おいかわ (はえ)	こい
内共第2号 斐伊川			55		9
内共第3号 神戸川		2,000			
内共第5号 江の川				3,000	
内共第8号 三隅川		600			
内共第9号 高津川		2,000		500	

内 水 面 漁 場 管 委 指 示

島根県内水面漁場管理委員会指示第30-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。ただし、採捕したコイをその場で放流する場合は、この限りでない。

平成30年 3 月30日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

1 制限の内容

(1) コイの持出しの禁止

ア 公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると島根県知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合又は次に掲げる場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(7) 公的研究機関による試験研究又は疾病検査の用に供する場合

(4) 焼却、埋却等処分する場合

(5) 食用に供する場合

イ 島根県知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) コイの放流等の制限

ア 公共用水面等に放流するコイは、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、次のいずれにも該当するものでなければならない。

(7) コイヘルペスウイルス病に汚染された水域に生息していたコイでないこと。

(4) コイヘルペスウイルス病に汚染された水域に生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

(5) PCR法又はLAMP法による検査でコイヘルペスウイルス病に汚染されていないことが確認されたコイ群であること。

イ 生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までとする。